

【厚生労働委員会】

○戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部を改正する法律案（内閣提出第10号）要旨

本案は、令和7年が戦後80年に当たることから、戦没者等の遺族に対し改めて弔慰の意を表するため、令和7年4月1日及び令和12年4月1日における戦没者等の遺族で、同一の戦没者等に関し公務扶助料、遺族年金等の支給を受けている者がいないものに対し、特別弔慰金として5年償還の国債を支給しようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 令和7年4月1日における戦没者等の遺族で、同一の戦没者等に関し公務扶助料、遺族年金等の支給を受けている者がいないものに対し、特別弔慰金として額面27万5,000円、5年償還の国債を支給すること。
- 二 特別弔慰金に関する処分等に係る審査請求に対する裁決について、その諮問先を行政不服審査会から審議会等で政令で定めるものに変更すること。
- 三 令和12年4月1日における戦没者等の遺族で、同一の戦没者等に関し公務扶助料、遺族年金等の支給を受けている者がいないものに対し、特別弔慰金として額面27万5,000円、5年償還の国債を支給すること。
- 四 この法律は、令和7年4月1日から施行すること。ただし、三については、令和12年4月1日から施行すること。

（附帯決議）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一 特別弔慰金の支給に当たっては、遺族の高齢化等を踏まえ、請求手続について必要な支援に努めるとともに、制度の周知等の請求漏れ防止策を徹底すること。
- 二 特別弔慰金を受ける権利の裁定に当たっては、都道府県によって差が生じることなく、全国で引き続き統一的な運用が図られるよう必要な措置を講ずること。
- 三 特別弔慰金の支給については、年300億円以上の予算を計上する見込みであること、受給者の国債を相続した者が特別弔慰金の趣旨に照らして真に国が弔慰の意を表すべき者とは必ずしも限らないこと等に鑑み、戦後90年に向けて、戦没者等の遺族の心情等を踏まえつつ、国として弔慰の意を表する方策について、支給対象者や支給方法の在り方も含めた検討を行い、国民の理解と支持を得た上で必要な措置を講ずること。

四 戦後80年を迎え、先の大戦の記憶が風化しつつある現状に鑑み、当時の記憶及び教訓を次世代に継承していくため、学校教育の充実並びに啓発及び広報等の取組の更なる強化を図ること。

○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出第15号）要旨

本案は、不正事案の発生等に伴う医薬品の供給不足や創薬環境の変化等の状況に対応し、引き続き品質の確保された医薬品等を国民に迅速かつ適正に提供するため、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 製造販売業者に対し、医薬品品質保証責任者及び医薬品安全管理責任者の設置を義務付けること。
- 二 製造販売業者又は製造業者において法令違反等があった場合に、厚生労働大臣が、薬事に関する業務に責任を有する役員の変更を命ずることを可能とすること。
- 三 製造販売業者に対し、特定医薬品供給体制管理責任者の設置及び特定医薬品の出荷停止時の届出を義務付けること。
- 四 厚生労働大臣が製造販売業者等に対し、重要供給確保医薬品等の供給不足の発生を未然に防止するための措置、増産等の指示等を行うことを可能とすること。
- 五 特定医薬品の需給状況を把握するため、厚生労働大臣が、電子処方箋管理サービスのデータ等を活用した調査及び分析を行うことを可能とすること。
- 六 後発医薬品の安定的な供給の確保を支援するための後発医薬品製造基盤整備基金を設けること。
- 七 条件付き承認制度を見直し、臨床的有效性が合理的に予測可能である場合等の承認を可能とすること。
- 八 製造販売業者に対し、小児用医薬品開発の計画策定を努力義務とすること。
- 九 革新的な医薬品等の実用化を支援するための革新的医薬品等実用化支援基金を設けること。
- 十 薬局の所在地の都道府県知事等の許可により、調剤業務の一部の外部委託を可能とすること。
- 十一 濫用のおそれのある医薬品について、販売方法を見直し、若年者に対しては適正量に限って販売すること等を義務付けること。

十二 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

(附帯決議)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一 製造販売業者等の薬事に関する業務に責任を有する役員の変更命令を発出するに当たっては、事業者の経営権にも十分に配慮し、事業者が自律的に役員体制の見直しを行えるようにあらかじめ必要な指導を徹底すること。また、役員の変更命令を発出する場合の判断の考え方や手順をあらかじめ公表すること。
- 二 後発医薬品業界の再編を進めるに当たっては、業界の自主的な取組を促すだけでなく、個々の後発医薬品企業が、その経営状況、製造能力及び品質管理等について第三者による評価を受ける枠組みを新たに検討するなど、客観的な外部の視点を織り込んで着実に再編を推進すること。また、令和6年度補正予算によるモデル事業の成果も踏まえ、令和8年度中に品目統合による生産効率化の進展、産業力の強化等の観点から具体的なK P I（重要業績評価指標）を設定し、令和12年度末までの後発医薬品製造基盤整備基金設置期間中の後発医薬品業界の再編の取組を加速化させること。
- 三 後発医薬品製造基盤整備基金による支援を始めとした、本法に規定する医薬品の安定供給のための措置の実施状況を踏まえ、医薬品の供給不足が解消されない場合は、後発医薬品の産業構造や薬価の見直しを含め、医薬品の安定供給のための措置を検討し、その結果に基づき必要な措置を講ずること。
- 四 条件付き承認に当たっては、承認後に行う検証的臨床試験の内容及び臨床試験成績に関する資料を提出する期限等を可能な限り具体的に定め、正当な理由なく期限内に検証的臨床試験によって有効性及び安全性が確認できなかった場合には承認取消し権限を適切に行使すること。
- 五 本改正は条件付き承認制度を米国の迅速承認制度と同様の制度とすることを目指すとしているが、米国の迅速承認制度によって承認された抗がん剤には、承認から5年以内に延命効果やQ O L（生活の質）の改善を示せなかったものがあると指摘されていることを教訓に、条件付き承認制度の適切な運用を図ること。
- 六 条件付き承認制度によって承認された医薬品等については、市販後の安全対策を強化することが必要であり、承認に当たっては、強化する市販後安全

対策の内容を具体的に定めること。また、安全対策には医薬品副作用被害救済制度における情報も活かすこと。

七 医薬品の添付文書に、条件付き承認制度によって承認された医薬品であることや承認の条件を明記し、患者にも十分な情報提供を行うこと。

八 条件付き承認制度によって承認された医薬品等により副作用被害を受けた場合は、医薬品副作用被害救済制度によって迅速な救済を行うとともに、医薬品副作用被害救済制度の対象となっていない抗がん剤の扱いについては引き続き検討していくこと。

九 医薬品等の有効性及び安全性の評価において最も信頼性の高い方法は、比較臨床試験であること、薬事承認申請に際して添付する資料を定めた一般規定である本改正後の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第14条第3項等の「品質、有効性及び安全性に関する資料として厚生労働省令で定める資料」は、原則として、臨床試験の試験成績に関する資料であることに変わりがないことを改めて確認すること。

十 リアルワールドデータは臨床試験に完全に代わるものではなく、薬事承認におけるリアルワールドデータの利活用には、適合性及び品質が適切なレベルで担保されたデータベースの構築とリアルワールドデータの利点と限界を十分に踏まえた基準の確立等が必要であり、引き続きリアルワールドデータの利活用のための適切な基盤の構築に努めていくとともに、リアルワールドデータのみに基づく薬事承認は慎重に検討すること。

十一 革新的医薬品等実用化支援基金について、創薬環境の整備に資する事業に対して適切な支援が透明性をもって行われるよう、対象事業に関する基準の策定、対象事業の認定及び認定取消し等を適正に行うとともに、基金の執行状況について定期的に公表すること。

十二 「「創薬力の向上により国民に最新の医薬品を迅速に届けるための構想会議」中間とりまとめを踏まえた政策目標と工程表」に基づき、成果目標の実現に向けて、関係府省が一丸となって必要な施策・事業の推進を確実に行うこと。

十三 処方箋なしでの医療用医薬品の販売についていわゆる零売規制の具体的な運用を定める厚生労働省令やガイドライン等の策定に当たっては、処方箋医薬品以外の医療用医薬品の積極的なOTC化推進及び薬剤師との相談を通じて患者が主体的に医薬品を選択・購入するセルフメディケーション推進の政策方針に逆行することがないよう留意し、処方箋の交付を受けた者以外の

者に対して医療用医薬品の販売が認められる「やむを得ない場合」の範囲・運用については、国民の医薬品へのアクセスを阻害しないよう十分に配慮すること。

十四 前項の運用については、本改正以前より零売を行ってきた薬局等が、国民の医薬品へのアクセスに一定の役割を果たしていることも考慮し、過度な指導や規制により営業継続が困難となることのないよう、必要最小限かつ合理的な規制措置にとどめること。

十五 医療資源の効率的な活用を図る観点から、セルフメディケーションの社会的意義について国民への周知啓発を推進し、地域の医薬品供給体制の多様性と安定性の確保に努めること。

十六 国連女子差別撤廃委員会の勧告を尊重し、緊急避妊薬の全国の薬局での恒久的な販売について、面前服用を始め、年齢制限、親の同意、価格などのセクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する自己決定権）に関する諸課題について、これまでヒアリングやパブリックコメントでしか意見を聴いてこなかった当事者、とりわけ若い世代の意見を代表する者を検討の場に参画せしめること。

十七 リフィル処方箋の利用状況に関する実態調査を行い、利用が進まない理由を把握するとともに、患者と医療機関の負担軽減、医療費の抑制、医師の業務負担軽減等のリフィル処方箋利用のメリットについての周知・広報に努めることにより、リフィル処方箋の更なる利用促進に取り組むこと。

十八 地域における薬局の役割・機能を更に整理・明確化し、国民にわかりやすいものとするとともに、地域に必要な役割・機能を持つ薬局に対し、適切に診療報酬上の評価を行うこと。

十九 薬学教育を受けた薬剤師の専門性を有効活用するため、プライマリ・ケアへの更なる薬剤師の関与を検討し、必要な措置を講ずること。また、薬剤師の更なる専門性向上のため、養成課程における教育内容、生涯にわたるキャリア形成の在り方、ふさわしい処遇等について検討を行い、必要な措置を講ずること。

○労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出第50号）要旨

本案は、多様な労働者が活躍できる就業環境の整備を図るため、ハラスメント対策の強化、女性活躍の推進、治療と仕事の両立支援の推進等の措置を講じ

ようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 カスタマーハラスメント及び求職者等へのセクシュアルハラスメントを防止するため、事業主は、相談体制の整備等の雇用管理上必要な措置を講じなければならないものとする。また、厚生労働大臣は、事業主が講ずべき措置等の適切かつ有効な実施を図るために必要な指針を定めるものとする。
- 二 カスタマーハラスメント及び求職者等へのセクシュアルハラスメントに起因する問題に関する国、事業主、労働者等の責務を明確にすること。
- 三 国は、何人も職場においてハラスメントを行ってはならないことに鑑み、国民の規範意識の醸成がなされるよう、必要な啓発活動を積極的に行わなければならないものとする。
- 四 女性の職業選択に資する情報公表に関し、男女間における賃金差異の状況及び管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合の公表を、常時雇用する労働者の数が100人を超える事業主等に義務付けること。
- 五 女性の職業生活における活躍の推進に当たり配慮すべき事項として、女性の健康上の特性を基本原則に加えるものとする。
- 六 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針において定める事項として、職場のハラスメント防止対策を加えるものとする。
- 七 女性活躍の推進に関する取組が特に優良な事業主の特例認定制度の認定基準の見直しを行うこと。
- 八 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の有効期限を十年間延長し、令和18年3月31日までとする。
- 九 職場における治療と仕事の両立支援の推進を図るため、事業主は、相談体制の整備等の必要な措置を講ずるよう努めなければならないものとする。また、厚生労働大臣は、これらの措置の適切かつ有効な実施を図るために必要な指針を定めるものとする。
- 十 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

(修正要旨)

- 一 カスタマーハラスメントに関する雇用管理上の措置の例示として、カスタマーハラスメントへの対応の実効性を確保するために必要なカスタマーハラスメントの抑止のための措置を追加すること。
- 二 政府は、フリーランスが受けた業務委託に係る業務において行われるカス

タマーハラスメントを防止するための施策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（附帯決議）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一 カスタマーハラスメント対策の実効性を担保するため、労働者が事業主に相談した場合に形式的でなく実効性のある対応が行われるような指針を策定すること。また、カスタマーハラスメントに関する業界団体のガイドライン策定等に当たっては、消費者、障害者等の利害関係者にも配慮するよう留意すること。
- 二 福祉事務所、病院等のサービスが途絶すると生存に影響が及ぶ施設等においては、その利用が途絶しない工夫を行いつつ、カスタマーハラスメント対策を講ずること。また、事業主が前述の施設等でのカスタマーハラスメント対策を講ずる際には、利用者に理解してもらえるように代理人の同席を認めることや弁明の機会を設けるなどの権利擁護の配慮を怠らないよう指導等を行うこと。
- 三 カスタマーハラスメント対策の強化のため、事業場において労働者と同じの場所において作業を行う労働者以外の作業従事者も含むカスタマーハラスメント対策の在り方について、本法の施行状況を踏まえ、必要な検討を行うこと。
- 四 他の事業主にカスタマーハラスメント対策の協力を求めた場合の他の事業主の対応について、協力を求めた事業主に調査を行うことにより、その実効性について検証を行い、必要な措置を講ずること。
- 五 地方自治体でのカスタマーハラスメント対策は住民の権利制限と表裏一体のため、制度設計に当たって総務省からの支援策を講ずること。また、国及び地方自治体でのカスタマーハラスメント対策について、本法の施行後一定期間が経過した後に実態調査を行い、実効性のある対策が取られているか等の運用面の確認等を行うこと。
- 六 措置義務の対象となるハラスメントに限らず、悪質なハラスメントは刑事罰等の対象となり得ることを踏まえ、都道府県労働局等が相談を受けた際は、真摯に対応すること。そのため、都道府県労働局等の相談支援の強化やハラスメントに関する紛争解決援助制度等の利用促進について検討を進めること。
- 七 性的指向や性自認（SOGI）の開示であるいわゆる「カミングアウト」

を禁止する又は強要・強制する行為がパワーハラスメントに該当し得ること、顧客等から労働者に対するＳＯＧＩに関連するハラスメントがカスタマーハラスメントに該当し得ること及び就職活動中の学生に対するＳＯＧＩに関連するハラスメントの防止が必要であることをそれぞれ関連するハラスメント防止指針に明記し、もって広く事業主に周知啓発を行うこと。

八 パワーハラスメントを受けた労働者からの相談には適切に対応し、相談者の意向を丁寧に聴取しながら解決するよう事業主に周知徹底すること。

九 労働者の就業環境等を害する言動又は行為については、仕事の世界におけるハラスメントとして全て禁止することについて検討すること。また、我が国のハラスメント法制との整合性を精査した上で、ＩＬＯ第百九十号条約の批准に向けて検討すること。特に、地方自治体の長及び議会の議員によるハラスメントの禁止に向けた地方自治体の取組を支援すること。

十 男女雇用機会均等法第七条に規定する間接差別の禁止の対象の拡充について、社会情勢の変化や国際機関の意見を踏まえつつ、機動的に検討を行うこと。

十一 女性の職業生活における活躍に関する情報公表について、女性管理職比率及び男女間賃金差異の定義を明確化するとともに、客観的に比較可能なものとなるような計算方法を示すこと。男女間賃金差異については、企業規模にかかわらず全ての企業への公表の義務化並びに男女間賃金差異が一定割合を超えている企業についてその原因分析及び是正計画の策定・公表の義務化を含め、実効的な対策を検討すること。また、公表項目の充実及びよりわかりやすい公表の在り方を検討すること。

十二 治療と仕事の両立支援を推進するため、新たに公表する指針の周知に努めるとともに、守秘義務に留意した上で、産業医と主治医の間における効果的な情報交換の在り方及び病気休職中の労働者からの相談窓口を明確にする等の職場復帰に向けた支援の在り方を検討すること。また、本法の施行状況を踏まえ、治療と仕事の両立支援の在り方について今後も検討すること。

十三 疾病などを抱える労働者が適切な治療を受けながら働き続けられる職場環境の整備を含めた事業主の取組を支援するとともに、治療と仕事の両立に資するよう、医療機関の待ち時間の短縮などの好事例を周知すること。また、小規模事業場で働く労働者を支援する観点から、産業保健総合支援センター等の産業保健活動総合支援事業による企業支援の強化に取り組むとともに、労働者からの相談に応じ、適切な対応をするために必要な体制整備の支援に

取り組むこと。

○労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律案（内閣提出第57号）（参議院送付）要旨

本案は、多様な人材が安全に、かつ、安心して働き続けられる職場環境の整備を推進するため、労働者と同じ場所で働く労働者以外の者を含めた労働災害の防止、職場のメンタルヘルス対策及び高年齢労働者の労働災害の防止のための取組の強化、民間機関を活用した産業機械の検査体制の見直し、化学物質による健康障害防止等のための仕組みの整備等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 事業を行う者で労働者を使用しないものを、個人事業者として労働安全衛生法に位置付けること。
- 二 作業場所管理事業者は、その管理する一の場所においてその労働者である作業従事者及びその請負人に係る作業従事者が作業を行う場合、作業間の連絡調整等の措置を講じなければならないものとする。
- 三 作業従事役員等は、労働者と同一の場所において危険又は有害な業務に就くときは、当該業務に関する安全又は衛生のための特別の教育を受けなければならないものとする。
- 四 厚生労働大臣は、業務に起因して作業従事者が負傷等した災害の発生状況に係る情報等の調査のため、事業を行う者及び作業従事者に対し、必要な事項を報告させることができるものとする。
- 五 労働者数50人未満の事業場における労働者の心理的な負担の程度を把握するための検査（ストレスチェック）の実施を当分の間努力義務とする特例を廃止し、義務とする。
- 六 化学物質の譲渡等実施者による危険性及び有害性情報の通知義務違反に罰則を設けるとともに、化学物質の成分名が営業秘密である場合に、一定の有害性の低い物質に限り、代替化学名等の通知を認めること。
- 七 個人ばく露測定を作業環境測定の一つとして位置付け、作業環境測定基準に従って実施しなければならないものとするとともに、作業環境測定士及び作業環境測定機関による適切な実施の担保を図ること。
- 八 製造許可申請の審査のうち特定機械等の構造に係る基準の審査及び製造時等検査が必要な全ての特定機械等の製造時等検査について、民間の登録機関が行うものとする。

九 適正な業務実施のため、検査業者に対し、特定自主検査に係る検査基準の遵守義務を課すとともに、技能講習を実施する登録教習機関に対する不正防止措置を定め、欠格要件を強化すること。

十 事業者は、高年齢労働者の労働災害を防止するため、高年齢者の特性に配慮した作業環境の改善等の必要な措置を講ずるように努めなければならないものとするとともに、厚生労働大臣は、これらの措置の適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

十一 この法律は、一部の規定を除き、令和8年4月1日から施行すること。

（附帯決議）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一 個人事業者等が新たに労働安全衛生法の適用対象となることに鑑み、制度の理解不足に起因する法令違反が発生することのないよう、発注時における注文者・事業者からの説明を含め、個人事業者等に対する制度の周知徹底を図るとともに、研修等を実施する者に対して支援を行うこと。また、個人事業者等が法令を遵守していない場合には、注文者・事業者から個人事業者等に対して適切な説明等が行われるよう、必要な指導を行うこと。

二 労働安全衛生法の適用対象となる範囲を明確化するため、作業従事者に含まれる者の範囲を具体的に明らかにすること。また、法令違反に関する労働基準監督署長等への申告制度について、作業従事者が申告したことを理由とした不利益取扱いが禁止されていることの周知徹底を図るとともに、取引停止等の不利益な取扱いがなされた場合は罰則の適用も含め、厳正に対処すること。

三 新設される業務上災害報告制度を活用し、個人事業者等による災害事例の収集・分析を進めるとともに、適宜、災害防止対策に反映すること。また、報告を行った個人事業者等に対して、注文者・事業者が不利益な取扱いを行うことのないよう必要な監督・指導を行うこと。さらに、個人事業者等の過重労働による脳・心臓疾患及び精神障害事案の発生を防止するため、個人事業者等自身等が労働基準監督署に報告する仕組みの整備を通じ、個人事業者等の過重労働・過労死防止の一層の強化を図ること。

四 労働災害防止の取組は現場の労使が一体となって協力・連携して行う必要があることを改めて徹底し、安全委員会や衛生委員会において労働者及び新たに対象となる個人事業者等の危険又は健康障害を防止するための対策等の

重要事項について個人事業者等の意見を踏まえた十分な調査・審議が行われ、その結果を踏まえた対策が労働者のみならず個人事業者等にも周知徹底されるよう、適切な助言・指導を行うこと。

五 個人事業者等が労働者と異なる場所で労働者と類似の作業を行う場合や、プラットフォームに対する安全衛生対策について、本法の施行状況を踏まえ、必要な検討を行うこと。

六 個人事業者等が改正法に基づき受講する講習費用等の安全衛生経費が適正に価格転嫁されるよう、ガイドラインの策定を含め、関係省庁と連携し対策を実施すること。

七 本法の内容と密接に関わるILO第155号条約の早期批准に向けて、速やかに手続を行うとともに、その誠実な履行に向けて準備を行うこと。

八 過重労働やハラスメントが原因の自殺を含む脳・心臓疾患及び精神障害による労災申請・認定件数が引き続き増加傾向にあることに対する強い危機意識を政労使で共有しつつ、残業時間や深夜・休日労働の一層の抑制による総実労働時間の短縮、勤務間インターバル制度の導入促進、ハラスメント対策の一層の強化に努めるとともに、直近の脳・心臓疾患及び精神障害の労災認定基準の変更によって労災保険の特別加入者及び労働災害被害者の認定・救済がより適切かつ迅速に行われているかを検証し、公表すること。

九 労働者数50人未満の事業場におけるストレスチェックを適正に実施するため、ストレスチェック実施者等が秘密保持義務に違反している場合は、適切に対処すること。

十 ストレスチェックを希望しないことや受検結果及び医師による面接指導の申出を理由とする不利益取扱いが行われることのないよう、事業者に対して必要な監督・指導を行うこと。

十一 ストレスチェック制度の効果を高めるため、ストレスチェック項目の評価・検証を行うとともに、集団分析・職場環境改善の実施を計画的かつ着実に推進すること。また、集団分析・職場環境改善の在り方について、義務化の可否を含め、労使等の関係者の意見を聴きながら検討を進めること。

十二 ストレスチェックの実施義務対象の拡大に鑑み、中小零細企業を支援するため、産業保健活動総合支援事業に関する体制整備を行うとともに、産業医・産業保健スタッフの育成に努めること。また、個人事業者等においても自身のストレス状況を把握しメンタルヘルス対策を講ずることは重要であることから、個人事業者等が労働者と同水準のストレスチェックを実施するこ

とができるような環境整備を図ること。

十三 労働者数50人未満の事業場におけるストレスチェックについては、事業者に過度な経済的負担及び業務上の負担が生じることのないよう、十分な準備期間を確保し、事業場の状況に鑑み、導入時期を慎重に検討するとともに、ストレスチェックを的確に行うことができるように支援すること。また、地域産業保健センターへの相談事例の増加に対応するため、相談しやすい環境を整備し、メンタルヘルスに一定の知見のある医師確保を積極的に行うために必要な措置を講ずること。

十四 デジタル化の進展に伴い、デジタルを活用したストレスチェックによって適時適切に実施することができるようにする等、デジタルを活用した実効性を伴うストレスチェックの実施の在り方を示すこと。

十五 職場のメンタルヘルス対策を一層推進するため、これまでのメンタルヘルス対策の効果を検証するとともに、ストレスチェック以外の方法についても検討すること。

十六 職場のメンタルヘルス不調者の職場での早期把握のための研究等を行い、その取組の好事例等を各事業者に提供するよう努めること。

十七 高ストレス者の面接指導について、小規模事業場の特性を踏まえ、小規模事業場の高ストレス者が安心して面接指導の申出をすることができる環境を整備すること。また、事業者が、面接指導の結果に基づく労働者の健康を保持するために必要な措置に関する医師の意見を聴いて、必要な措置を講ずるよう、事業者に対して指導の徹底を図ること。

十八 産業医がその専門性を発揮し、独立的かつ中立的に活動できるような配慮を事業者に求めるとともに、事業者に対する産業医の勧告を尊重するよう指導すること。また、産業医の勧告を理由とした不利益取扱いの禁止を徹底するよう、事業者に対して指導の徹底を図ること。

十九 産業医の選任義務のある労働者数50人以上の事業場で産業医が選任されていない事業場に対して、その選任を促すとともに、産業医の解任を行ったことを労働基準監督署が把握することができる仕組みの検証を行うこと。また、労働者と同一の場所において作業を行う直接雇用されていない労働者や請負人等も含めた事業場における作業環境に関してもその事業場の産業医が勧告できることについて、早期に周知すること。

二十 事業場において労働者と同一の場所において作業を行う作業従事者に対する安全衛生を事業場管理者が十分配慮し、そのために必要な対策をとるよ

う、周知・指導に努めること。

二十一 化学物質の自律的管理制度への転換に伴い、譲渡・提供先への危険・有害性情報の確実な伝達と、リスクアセスメントに基づいた適切な措置が講じられるよう、事業者に対する周知の強化に取り組むこと。また、法令に関する知識や管理体制が必ずしも十分でない中小企業に対して、必要な支援を行うこと。

二十二 成分名の一部を代替名表示することが認められる場合であっても、通知対象物による健康障害が発生するおそれがある際には、医師・労働基準監督署に対して、必要な情報が迅速に開示されるよう制度運用に万全を期すること。

二十三 化学物質の自律的管理制度への転換に伴い、危険・有害性情報の伝達が必要となる化学物質が増加することから、ラベル表示や文書の交付について、化学物質に関する知識が必ずしも十分でない作業従事者にとって、よりわかりやすい記載を検討すること。

二十四 有資格者による個人ばく露測定の実施義務化について、労働者が化学物質にばく露する程度を最小限とするため、事業者に対し制度の周知徹底を図ること。また、事業者の取組状況を把握し、適宜、化学物質管理対策に反映すること。

二十五 登録機関が実施する設計審査、製造時等検査については、引き続き検査による安全性の確保が適切に行われるよう、適宜立入調査を行い、必要な監査・指導を行うこと。また、特定機械等の主要構造部分の変更時には、変更届の提出と変更検査の受検を行うよう、周知に努めるとともに、必要な指導を行うこと。

二十六 高年齢労働者の労働災害防止を図ることに鑑み、新たに公表する指針の周知に努めるとともに、高年齢労働者の特性や作業内容に応じた研修や講師の育成等を含めた事業者の取組を支援すること。

二十七 身体機能の低下等の高年齢労働者の特性に起因する労働災害のリスク評価の方法や身体機能の保持・増進、作業環境の改善、適切な作業管理等に係る具体策について、調査・検討を行うこと。また、本法の施行の状況を見つつ、高年齢労働者の労働災害防止対策の在り方について検討すること。

二十八 身体機能の低下等の影響により労働災害の発生率が高い高年齢労働者の増加に伴って、労働災害による死傷者数に占める高年齢労働者の割合が増加している現状に鑑み、脳・心臓疾患の労災認定基準について高年齢労働者

の特性に配慮し、適切に運用すること。また、会社が事業主証明を拒否するなど事業主証明を得られない場合においても労災保険の請求ができることを高年齢労働者に更に周知すること。

二十九 芸能従事者の健康確保を図るため、芸能従事者の業務の特性を踏まえたガイドラインの策定等必要な対策を行うこと。また、一定の要件を満たせば使用することができる児童の労働環境について、実態を把握し、必要に応じて労働災害防止対策を講ずること。

三十 重大な労働災害を発生させた企業については、特別安全衛生改善計画作成等の指示、勧告、企業名の公表などを確実に実施すること。また、個別事業場の法令違反に対して厳格に対応すること。

三十一 本法の円滑な施行を確保するため、労働基準監督官、安全・衛生専門官の大幅な増員と、労働安全衛生を担当する行政体制の整備拡充を図り、労働災害の防止に即応できる態勢を確立すること。

三十二 第14次労働災害防止計画の政府目標の達成に向け、各種対策を講ずるとともに、各指標に対する政策評価に基づき追加対策を検討すること。特に、事業者の熱中症予防対策の実施を促進するために、熱中症予防に効果的な設備・機器の普及のための支援を図ること。

○社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律案（内閣提出第59号）要旨

本案は、社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化を図る観点から、働き方や男女の差等に中立的で、ライフスタイルや家族構成等の多様化を踏まえた年金制度を構築するとともに、所得再分配機能の強化や私的年金制度の拡充等により高齢期における生活の安定を図るため、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一 短時間労働者の被用者保険の適用要件のうち、賃金要件を撤廃するとともに、企業規模要件について、現行の従業員50人超から、令和9年10月1日に35人超、令和11年10月1日に20人超、令和14年10月1日に10人超へと段階的に縮小し、令和17年10月1日に撤廃すること。

二 常時5人以上を使用する個人事業所の非適用業種を解消し、被用者保険の適用事業所とすること。ただし、既存事業所については、経過措置として当分の間適用しないものとする。

三 被用者保険の適用拡大に伴い、労使折半が原則である保険料負担割合を変

更することで労働者の保険料負担を軽減できることとし、労使折半を超えて事業主が負担した保険料を制度的に支援すること。

四 在職老齢年金制度の支給停止となる収入基準額を50万円（令和6年度価格）から62万円に引き上げること。

五 遺族厚生年金を受けることができる遺族について、18歳未満の子のない20歳代から50歳代までの配偶者を原則5年の有期給付の対象とし、60歳未満の男性を新たに支給対象とすること。また、これに伴う配慮措置として、5年経過後の継続給付、死亡分割制度及び有期給付加算の新設、収入要件の廃止等を行うこと。

六 子に対する遺族基礎年金について、生計を同じくするその子の父又は母があるときにその支給を停止する規定を削除すること。

七 厚生年金保険等の標準報酬月額の上限額について、65万円から75万円に段階的に引き上げるとともに、最高等級の者が被保険者全体に占める割合に基づき改定できるものとする。

八 私的年金制度について、個人型確定拠出年金の加入可能年齢の上限を七十歳未満に引き上げるとともに、厚生労働省が企業年金の運営状況の報告書の記載事項のうち一定の事項を公開するものとする。

九 年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律附則による公的年金制度の所得再分配機能等の検討を引き続き行うに際して社会経済情勢の変化を見極めるため、次期財政検証の翌年度（令和十二年度を予定）まで厚生年金（報酬比例部分）のマクロ経済スライドによる調整を継続すること。この場合、この間の厚生年金の調整率を3分の1に軽減すること。

十 この法律は、一部の規定を除き、令和8年4月1日から施行すること。

（修正要旨）

一 政府は、今後の社会経済情勢の変化を見極め、次期財政検証において、基礎年金のマクロ経済スライドの調整期間の見通しと報酬比例部分のマクロ経済スライドの調整期間の見通しとの間に著しい差異があり、公的年金制度の所得再分配機能の低下により老齢基礎年金の給付水準の低下が見込まれる場合には、老齢基礎年金又は老齢厚生年金の受給権者の将来における老齢基礎年金の給付水準の向上を図るため、それぞれのマクロ経済スライドによる調整を同時に終了させるために必要な法制上の措置を講ずるものとし、この場合において、給付と負担の均衡がとれた持続可能な公的年金制度の確立について検討を行うものとする規定を追加すること。

- 二 政府は、一の法制上の措置を講ずる場合において、老齢基礎年金の額及び老齢厚生年金の額の合計額が、当該措置を講じなかったとしたならば支給されることとなる老齢基礎年金の額及び老齢厚生年金の額の合計額を下回るときは、その影響を緩和するために必要な法制上の措置その他の措置を講ずるものとする規定を追加すること。

（附帯決議）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一 企業規模要件の撤廃などの適用拡大に伴う経過措置として実施する、事業主が労使折半を超えて社会保険料を負担し、労使折半を超えて負担した社会保険料を制度的に支援する特例措置が円滑に行われるよう、必要な措置を講ずること。とりわけ、この特例措置が、事業主及び保険者に多大な事務負担を課すものとならないよう、システム改修等を含めた事務負担の軽減に配慮すること。また、被用者保険の適用拡大により保険料負担が増加する中小企業及び小規模企業者に対しては、政府が実施する各種の支援措置の十分な周知に努めること。
- 二 被用者保険の適用拡大により被用者保険に加入することとなる標準報酬月額と比較的低い短時間労働者の中には、国民年金の第一号被保険者から第二号被保険者になることで社会保険料の被保険者負担が軽減する者がいることから、被用者保険制度内で財源を賄うこととしている被用者保険の適用拡大に伴う経過措置として行われる事業主支援を一律に行うことは合理性に問題があるのではないかと指摘があることを考慮しつつ、第一号被保険者の中には、就業調整をすることで被用者保険の加入を回避しようとする者や国民年金保険料の免除制度利用者など被用者保険に加入することに伴い社会保険料負担が増加する者もいることなどを踏まえ、支援を受ける中小企業及び小規模企業者の実務的な課題も整理しながら、支援の対象となる第二号被保険者の範囲について整理すること。
- 三 短時間労働者への被用者保険の適用拡大について、企業規模要件の撤廃を待つことなく早期に任意の適用を進めるための方策について検討を加え、必要な措置を講ずるよう努めること。また、国民健康保険制度の在り方等に留意するとともに、雇用保険の加入要件が令和10年10月から週10時間以上になることなどを踏まえ、労働時間要件の週10時間以上への引下げ等、更なる短時間労働者の被用者保険への適用拡大について検討を加え、必要な措置を講

ずること。

- 四 子どもの権利やジェンダー平等の観点から社会通念上妥当性を欠くことのないよう、遺族年金制度の見直しを引き続き検討すること。
- 五 障害年金の判定に際しては、障害年金の不支給が急増したとの報道を受けて6月に公表される令和6年度における認定状況の実態把握のための調査結果を踏まえ、必要な措置を講ずるとともに恣意的な判定がなされないように透明性を確保するための検討を行い必要な措置を講ずること。併せて、「精神の障害に係る等級判定ガイドライン」を踏まえ、就労継続支援B型事業所又は障害者雇用で働く者等について、就労していても、その状況等を考慮し、二級などの可能性がないかを検討した上で等級を判断すること。また、障害年金制度については、医学モデルのみならず社会モデルも踏まえて、機能障害のみならず、日常生活の状況等を把握した上で障害等級の認定を行うこと。
- 六 障害厚生年金の支給要件について、過去に一定の厚生年金被保険者期間がある場合に被保険者資格喪失後にある初診日であっても支給を認める「長期要件」や被保険者資格喪失後の一定期間内にある初診日を認める「延長保護」などを検討し、必要な措置を講ずること。また、多様な障害種別に配慮し、当事者や関係者の実情を踏まえ、障害年金制度の見直しを進めること。
- 七 低所得者及び中堅所得者の高齢期における所得の確保を図るための方策を検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。また、高額所得による老齢基礎年金の国庫負担相当分の支給停止について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。
- 八 老齢基礎年金と老齢厚生年金の給付水準の調整を同時に終了するために必要な措置及び当該措置により老齢基礎年金と老齢厚生年金の合計額が減少する者への影響を緩和するために必要な措置を講ずるに当たっては、その安定した財源を確保するための方策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。
- 九 次期財政検証では、40年を超えた厚生年金被保険者期間の基礎年金における取扱いを含め、基礎年金の40年から45年への拠出期間の延長について、その実施に伴う安定した財源の確保も含めて検討し、その結果を踏まえ必要な措置を講ずること。その他、次期年金制度改正に向けては、第三号被保険者制度の在り方、年金生活者支援給付金等を含めた低年金者の支援の在り方といった課題についても、速やかに検討を進めること。第三号被保険者制度については、国民的な議論に資するような実情に関する調査研究を行うことと

し、調査研究に当たっては、現行制度に関わる当事者の意見を聴取するよう努めること。

十 年金制度改革は5年に一度の財政検証後に遅滞なく行うことを検討すること。

十一 次期財政検証に当たっては、今回の財政検証の前提は楽観的過ぎるとの指摘を踏まえ、出生率、経済成長、女性の社会進出などについてより厳しい前提で検証を行い、その結果を踏まえ必要な措置を検討するとともに、令和2年法改正時の附帯決議で指摘があったように、全要素生産性上昇率や実質賃金上昇率の長期の前提について足下の状況を踏まえ、現実的かつ多様な経済前提の下での結果を示すこと。

十二 令和2年法改正時の附帯決議のうち、年金の繰下げ受給における加算等の不支給及び負担の増加に関する国民へのわかりやすい周知、個人型確定拠出年金に係る中小事業主掛金を拠出できる中小事業主の範囲等の拡大等、複数の事業所で勤務する者で労働時間等を合算すれば適用要件を満たす場合の被用者保険の適用等十分に実施できていない事項が指摘されていることを踏まえ、今後更に必要な検討を加え必要な措置を講ずるよう努めること。

十三 令和2年法改正による条文誤りがあり、厚生労働省が法律と実際の運用とに乖離があることに気づきながら運用で対応していたことについては好ましくないことであり反省を求めるとともに、今後は厚生労働省において条文誤りがあると気づいたときには、同様の事態が生じないように早急に必要な措置を講ずること。

十四 年金制度の基本的な仕組みや本法の趣旨及び内容について、国民へのわかりやすい周知・広報を行うこと。

○社会保険労務士法の一部を改正する法律案（厚生労働委員長提出、衆法第49号）要旨

本案は、最近における社会保険労務士制度を取り巻く状況の変化に鑑み、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 社会保険労務士の使命を明らかにする規定を設けること。
- 二 社会保険労務士の業務に、労務監査に関する業務が含まれることを明記すること。
- 三 社会保険労務士が裁判所にともに出頭することとされている弁護士の地位について、「訴訟代理人」を「代理人」に改めること。

- 四 名称の使用制限に係る類似名称の例示として「社労士」等を明記すること。
- 五 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から施行すること。

○自殺対策基本法の一部を改正する法律案（参議院提出、参法第5号）要旨

本案は、こどもの自殺が増加している状況等に鑑み、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 基本理念として、こどもに係る自殺対策は、こどもが自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利利益の擁護が図られ、将来にわたって健康で心豊かな生活を送ることができる社会の実現を目指し、社会全体で取り組むことを基本として、行われなければならないこと等を加えること。
- 二 こどもに係る自殺対策について、内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣は、その自殺の実態等を踏まえて適切かつ効果的に策定され、及び実施されるよう、相互に又は関係行政機関の長との間において緊密な連携協力を図りつつ、それぞれの所掌に係る施策を推進しなければならないものとする。
- 三 学校は、基本理念にのっとり、関係者との連携を図りつつ、こどもの自殺の防止等に取り組むよう努めるものとする。
- 四 学校は、自殺の防止等の観点から、心の健康の保持のための健康診断等の措置を行うよう努めるほか、精神保健に関する知識の向上に努めるものとする。
- 五 医療提供体制の整備に関し必要な施策の例示として、精神科医その他の医療従事者に対する自殺の防止等に関する研修の機会の確保を加えること。
- 六 自殺発生回避のための適切な対処に必要な情報が、関係機関等に迅速かつ適切に提供されるために必要な措置が講じられなければならないものとするとともに、国及び地方公共団体は、自殺の助長につながるような情報等の適切な管理、配慮等に関して注意を促すために必要な措置を講ずるものとする。
- 七 自殺未遂者等への継続的な支援を明記するほか、自殺者の親族等への支援に関し、その生活上の不安等の緩和の観点からも行うことを明記するとともに、総合的な支援について規定すること。
- 八 地方公共団体は、学校、教育委員会、児童相談所、精神保健福祉センター、医療機関、警察署等の関係機関、自殺対策に係る活動を行う民間の団体等を

もって構成し、こどもの自殺の防止等について必要な情報の交換及び協議を行う協議会を置くことができるものとする。

九 こども家庭庁の所掌事務として、こどもに係る自殺対策を規定すること。

十 この法律は、一部を除き、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

<委員会決議>

○高額療養費制度の適正な見直し手続に関する件

政府は、働きながらかんの治療を受ける患者など、長期にわたって高額な医療費のかかる患者が適切な自己負担額で高額療養費制度を利用できるよう、今後の制度変更は以下の考慮と手続を経た上で行うこと。

一 長期にわたり高額療養費の支給を受けた者の療養に必要な費用の負担の家計に与える影響を分析、考慮するとともに、必要かつ適切な受診への影響に留意すること。

二 政令を定める前に、審議会へ委員として参加を認めるなど、長期にわたり高額療養費の支給を受けた者その他関係者の意見を聴くこと。

右決議する。